

災害死亡給付特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 災害保険金の支払
 第3条 災害保険金の削減支払
 第4条 特約の保険料の払込免除
 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第6条 特約の保険料の自動振替貸付
 第7条 特約の失効
 第8条 特約の復活
 第9条 特約の解約
 第10条 解約返戻金
 第11条 債権者等による解約
 第12条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
 第13条 特約の災害保険金額の減額
 第14条 特約の復旧
 第15条 特約の消滅
 第16条 告知義務および告知義務違反
 第17条 重大事由による解除

- 第18条 契約者配当
 第19条 保険金受取人の変更
 第20条 管轄裁判所
 第21条 契約内容の登録
 第22条 主約款の規定の準用
 第23条 定期保険に付加した場合の特則
 第24条 変額保険に付加した場合の特則
 第25条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
 第26条 保険料一時払に関する特則
 第27条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則
 第28条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
 第29条 主契約を払済保険に変更する場合の特則
 第30条 長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則
 第31条 無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合の特則

災害死亡給付特約条項

(昭和56年2月13日制定)

(平成25年4月1日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の災害保険金の支払を保障するものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

(災害保険金の支払)

- 第2条 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	次のいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ① 責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）。 ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。 ② 責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表15。以下「感染症」といいます。）	災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金の受取人
災害高度障害保険金	次のいずれかを直接の原因として被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故。 ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。 ② 責任開始期以後に発病した感染症	災害死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

- 2 この特約で、支払事由に該当しても災害保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

保険金の種類	免責事由
災害死亡保険金	次のいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
災害高度障害保険金	次のいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 3 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込みがないことのみが明らかでないために、災害高度障害保険金の支払事由に該当しない場合には、この特約の保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったとき（障害状態の直接の原因が不慮の事故である場合には、その不慮の事故が発生した日から180日以内であることを要します。）に、会社は、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表1）になったものとして、災害高度障害保険金を支払います。
- 4 災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金の残額を他の災害死亡保険金の受取人に支払います。
- 5 前4項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。

（災害保険金の削減支払）

第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかにより死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を削減して支払うか、またはこれらの保険金を支払わないことがあります。

号	災害保険金を削減して支払うかまたは支払わないことがある場合
(1)	地震、噴火または津波によるとき
(2)	戦争その他の変乱によるとき

(特約の保険料の払込免除)

第4条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第5条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合および主契約が延長保険または払済保険に変更された場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。

5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割り引きます。

6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。

7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人に支払います。

8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、

9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとし、

(特約の保険料の自動振替貸付)

第6条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第10条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約返戻金その他の返戻金は、ありません。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準用して保険契約者に通知します。

2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

(債権者等による解約)

第11条 債権者等によるこの特約の解約については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

第12条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

(特約の災害保険金額の減額)

第13条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 次の各号のいずれかに該当した場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の災害保険金額を減額します。

号	限度額まで災害保険金額を減額する場合
(1)	主契約の保険金額が減額されたとき
(2)	主契約が一部変換されたとき
(3)	主契約に付加されている平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約、生前給付終身保険特約、生前給付定期保険特約、家族収入特約、生活保障特約、平準定期保険特約（喫煙リスク区分型）、通減定期保険特約（喫煙リスク区分型）、家族収入特約（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険特約の保険金額、基準年金月額または年金月額が減額されたとき
(4)	前号に定める特約が変換または解約されたとき

(特約の復旧)

第14条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
3 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いません。

(特約の消滅)

第15条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅し、各号のとおり取扱いします。

号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱
(1)	主契約が延長保険に変更されたとき	第10条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取扱いします。
(2)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、主約款に準じて解約返戻金等の支払を取扱いします。

(告知義務および告知義務違反)

第16条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当)

第18条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(保険金受取人の変更)

第19条 保険契約者は、主契約の保険金の受取人が変更される場合を除いて、この特約の保険金の受取人の変更はできません。

(管轄裁判所)

第20条 この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第21条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

号	登録する事項
(1)	保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)	災害死亡保険金の金額
(3)	契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下、第2項において同じとします。）
(4)	当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を

保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定により特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、登録の期間は、特約の中途付加の日から5年（特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読替えます。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（定期保険に付加した場合の特則）

- 第23条 この特約が平準定期保険、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。
- 2 保険契約者は、この特約の更新に際して、会社の定める取扱いに従い、この特約の災害保険金額の増額を請求することができます。
 - 3 前2項の規定により、この特約が更新された場合、第2条（災害保険金の支払）、第4条（特約の保険料の払込免除）および第16条（告知義務および告知義務違反）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
 - 5 第1項、第2項または第4項ただし書の規定にかかわらず、主契約の更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、この特約の更新または他の特約の付加は取扱いません。

（変額保険に付加した場合の特則）

- 第24条 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」または「自動延長定期保険」と、それぞれ読替えます。
- 2 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合において、主契約が保険料を一時払とする変額保険へ変更されたときは、この特約は消滅します。
 - 3 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、第15条（特約の消滅）第1号中、「解約返戻金を、」は「解約返戻金（未経過保険料を含みます。）を、」と読替えます。

（積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）

第25条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、第15条（特約の消滅）第1号中、「解約返戻金を、」は「解約返戻金（未経過保険料を含みます。）を、」と読替えます。

（保険料一時払に関する特則）

第26条 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料が一時払のときに適用しない規定

- | |
|--|
| <p>第4条（特約の保険料の払込免除）
 第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第9項
 第6条（特約の保険料の自動振替貸付）
 第23条（定期保険に付加した場合の特則）</p> |
|--|

（主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則）

第27条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されたときは、次の各号に定め

るところによります。

号	主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合
(1)	次のいずれかに該当したときのこの特約の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の災害保険金額を減額します。 ア. 5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されたとき イ. 主契約のうち介護保障に移行しない部分の死亡保険金額が減額されたとき ウ. 主契約のうち介護保障に移行しない部分が効力を失ったとき エ. 主契約のうち介護保障に移行しない部分が消滅したとき オ. 主契約のうち介護保障に移行した部分が解約されたとき
(2)	前号ア. の事由によって、この特約の災害保険金額が減額された場合には、この特約の減額部分の責任準備金を主契約の責任準備金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。
(3)	第1号ウ. の事由によって、この特約の災害保険金額が減額された場合で、主契約のうち介護保障に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、同時にこの特約の災害保険金額の復旧の請求があったものとして取扱います。
(4)	災害高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。

(主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第28条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加されたときは、次の各号に定めるところによります。

号	主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合
(1)	次のいずれかに該当したときのこの特約の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の災害保険金額を減額します。 ア. 5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加されたとき イ. 主契約のうち年金支払に移行しない部分の死亡保険金額が減額されたとき
(2)	前号ア. の事由によって、この特約の災害保険金額が減額された場合には、この特約の減額部分の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。
(3)	次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。 ア. 主契約の全部を年金支払に移行したとき イ. 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
(4)	前号ア. の場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。
(5)	主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
(6)	前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとして取扱います。

(主契約を払済保険に変更する場合の特則)

第29条 主契約を払済保険に変更するときは、保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の継続を請求することができます。

- 2 保険契約者が、本条の継続の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の継続を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。
- 4 本条の請求をする場合、主契約の払済保険金額に対するこの特約の災害死亡保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。
- 5 主契約が払済保険に変更された場合で、本条の請求がないときは、この特約は消滅します。この場合、第15条（特約の消滅）第1号の規定を準用します。
- 6 第4項の規定によりこの特約の災害死亡保険金額が減額された場合の復旧に際しては、第14条（特約の復旧）第3項は適用しません。

(長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則)

第30条 この特約が長期平準定期保険（障害保障型）に付加されている場合には、次の各号の定めるところによります。

号	長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合
(1)	第2条（災害保険金の支払）第1項および第5項ならびに第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第7項中「高度障害保険金」は「障害保険金」と読替えます。
(2)	第29条（主契約を払済保険に変更する場合の特則）中「払済保険」は「払済終身保険」と読替えます。

(無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約が無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合
(1)	<p>第10条（解約返戻金）第1項の適用に際しては、次のとおり読替えます。</p> <p>「1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約返戻金その他の返戻金は、ありません。また、会社は、保険証券を交付する際に、会社の定める経過年数に応じて計算したこの特約の解約返戻金額を保険契約者に通知します。」</p>
(2)	<p>第15条（特約の消滅）の適用に際しては、次のとおり読替えます。</p> <p>「第15条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅し、主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、第10条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。」</p>
(3)	<p>第16条（告知義務および告知義務違反）の適用に際しては、次のとおり読替えます。</p> <p>「第16条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。ただし、主約款の規定にかかわらず、告知義務違反によりこの特約を解除したときは、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。」</p>
(4)	<p>第17条（重大事由による解除）の適用に際しては、次のとおり読替えます。</p> <p>「第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、主約款の規定にかかわらず、重大事由によりこの特約を解除したときは、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。」</p>